

平成 2 8 年洞爺湖町教育委員会第 2 回定例会会議録

日 時	平成 2 8 年 3 月 2 5 日（金） 1 3 : 3 0 より
場 所	役場監査委員控室
出 席 委 員	委 員 岩 原 義 美 委 員 吉 田 聡 委 員 増 山 和 世 教 育 長 綱 嶋 勉
欠 席 委 員	委 員 来 栖 由 喜
説 明 員	管理課長 天 野 英 樹 社会教育課長 永 井 宗 雄
会 議 録 調 整 者	管理課主幹 佐 藤 融
傍 聴 者	無し
日 程 第 1 【 開 会 宣 言 】	岩原委員長 開会を宣言する。（1 3 : 3 0）
日 程 第 2 【 前 回 会 議 録 の 承 認 】	岩原委員長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 3 【 教 育 長 諸 般 の 報 告 】	綱嶋教育長 2 / 2 2 虻田・洞爺学校給食合同運営委員会（役場） 2 / 2 3 ～ 2 4 胆振管内教育委員会委員研修会（洞爺湖万世閣） 2 / 2 5 虻田小 A チーム（5,6 年生）昭和新山雪合戦優勝報告（教育長室） 2 / 2 7 洞爺湖温泉中学校閉校記念式典（温泉中体育館） 3 / 1 洞爺高校卒業式（洞爺高体育館） 3 / 2 町文化財運営審議会（洞爺総合センター） 3 / 4 津波避難訓練（J R より海側地域） 本町保育所も実施 町社会教育委員会議（役場） 3 / 7 ～ 1 6 町議会 3 月会議（議場） 3 / 8 定例校長会（役場） 3 / 1 1 虻田中学校、洞爺湖温泉中学校卒業式（各校体育館）

日 程 第 4 【 報 告 事 項 】 ・ 報告第5号 ・ 報告第6号	3／12 洞爺中学校卒業式（洞爺中体育館） ジオの恵みの特別な5日間（洞爺湖芸術館） 3／13 洞爺湖町ふれ合う心の文化広場（洞爺湖文化センター） 3／17 虻田小学校卒業式（虻田小体育館） 3／18 洞爺湖温泉小学校、とうや小学校卒業式（各校体育館） 3／20 町体育協会スポーツ表彰式（駅交流センター会議室） 3／22 定例教頭会（役場） 3／25 本町、入江、桜ヶ丘、洞爺保育所修了式（各保育所） 教育委員会第2回定例会（委員会室） 岩原委員長 只今の教育長の諸般の報告につきまして、何かご質問等ありませんか。 就学援助の児童生徒数は結構いますか。 天野課長 平成27年5月1日現在で要保護13名、準要保護90名、特別支援42名、特別支援学級に在籍している児童生徒も同様に保護者の経済的負担を軽減するということで、同様の支援がありますので、その対象児童生徒数は42名。準要保護の内容としては、ひとり親が多いという状況となっています。 岩原委員長 他に何かありませんか。 ≪「ありません」という人あり≫ 日程第3、教育長諸般の報告を終わります。 岩原委員長 日程第4、報告事項、報告第5号、臨時代理の報告について、お願いします。 天野課長 2ページです。報告第5号、臨時代理の報告について、学校教職員の人事異動についてです。洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定により次のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。別紙に平成28年度学校教職員人事異動内示書をお配りしていますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。 岩原委員長 臨時代理の報告について、何かご質問等ありますか。 ≪「ありません」という人あり≫ 報告第5号、臨時代理の報告を終わります。 続きまして、報告第6号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、よろしくお願いします。 天野課長 3ページです。報告第6号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について
---	--

・ 報告第 7 号	てです。管理課所管の各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告するものです。 一つ目、寄附についてです。1 件目、洞爺湖町学校給食の食材として、ホタテギョーザ 1, 6 0 0 個です。寄贈者は、虻田郡洞爺湖町入江 8 4 番地 2、企業組合「あぶた」代表理事、福島浩二氏です。この 1, 6 0 0 個につきましては、洞爺地区で 3 月 2 日、虻田地区で 3 月 9 日の給食に提供されました。 2 件目、洞爺湖温泉中学校生徒（4 名）卒業記念品として、書籍、文房具等をいただいています。寄贈者は、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 5 4 番地、洞爺湖ロータリークラブ会長、新田裕基氏です。こちらにつきましては、3 月 7 日に会長と 1 名の方が学校に訪問していただき、生徒に直接、プレゼントしていただきました。 二つ目です。洞爺高等学校卒業式についてです。最後の卒業式となる第 6 1 回卒業証書授与式が 3 月 1 日に同校体育館で開催されました。当日はあいにくの荒天ということで、午前中 1 0 時からの予定を午後繰り下げて開催しました。式典では、真屋町長からの祝辞等がありまして、式典の最後に佐々木校長から岩原委員長に校旗が返納されて、これまで 1, 2 5 0 名の人材を世に輩出した同校の歴史に幕を閉じることになったものです。関係者の皆様のご支援に深く感謝申し上げます。 4 ページ、三つ目の洞爺湖温泉中学校卒業式についてです。同じく 3 月末日をもって閉校となる洞爺湖温泉中学校の第 6 9 回卒業証書授与式が 3 月 1 1 日に同校体育館で開催されました。式典では 4 名の卒業生を代表して、竹澤遥さんから先生や職員 1 人ひとりの名前を呼んで感謝の気持ちを伝えたり、また、4 人で選んだ歌を担当の先生とともに合唱するなど、出席者の記憶に残る素晴らしい式典となりました。大年校長から岩原委員長に校旗が返納されて、2, 7 8 9 名の人材を世に輩出した同校の歴史に幕を閉じます。また、同校の関係者等に深く感謝申し上げます。以上です。 岩原委員長 只今の報告で何かご質問等ありますか。 寄附をいただいたということで、大変ありがたく思います。 それから、洞爺高校並びに洞爺湖温泉中学校は 3 月末日をもって閉校となるということです。 よろしいでしょうか。 ≪「はい」という人あり≫ 報告第 6 号、管理課所管の各種事務事業の取組状況について、終わります。 続きまして、報告第 7 号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について、よろしくお願いします。 永井課長 5 ページになります。報告第 7 号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について報告をします。あぶた体育館のアリーナ床面の不具合に伴う修繕で、あぶた体育館におけるアリーナの床面ですが、昨年 1 1 月頃から隙間、
------------------	--

日程第5 【議決事項】 ・議案第17号	床材のピースの反りが発生していることが判明して、当初、ラインテープによる応急措置を施していました。その後、数か所にわたって同様の現象が確認されて、今年の2月12日に建設課と体育館を改修した経緯のある施工業者とともに現地を確認しました。さらに、フローリングのメーカーにも専門的な立場から現地の状況を確認しました。床面については使えない状況ではありません。使用は可能なので使用しています。あぶた体育館のアリーナにつきましては、平成21年に床面の全面改修を行っています。平成25年度には耐震化工事を行ってきたところです。この度の原因としては、不具合箇所水シミが確認できたことから、耐震化工事の屋根改修時において、雨水が床面の換気口から侵入したものと思われ、これにより、床材が乾燥、収縮を繰り返し、不具合の現象につながったものと要因が考えられています。このまま放置すると隙間や反りのほかに木ピースのささくれ等が発生する可能性もあることから、耐震化工事の施工業者との協議の上で業者側においてアリーナ床面の修繕を行うこととなりました。修繕の方法につきましては、床全面を一度研磨して、生じた隙間をウッドパテで補修を行い、ウレタン塗装を施してアリーナの表面にあるコートのラインも含めた形で原型復旧を図ることとしています。修繕に伴う期間については、4月11日から4月22日までの日程としています。今回、床下の現状も調査して、湿気等がないか、小型カメラを入れた目視の確認のほかに、湿度計も入れて調査を実施しています。乾燥している状態で湿気等はないということです。この期間中につきましては、定期団体で利用されている方々には、大変ご不便をおかけしていますが、他の施設を利用していただくことで調整を行っています。以上です。 岩原委員長 10日間程度で終了するということですか。 永井課長 はい。次の日から使える状況です。 岩原委員長 只今の報告につきまして、何かご質問等ありませんか。 ≪「ありません」という人あり≫ 報告第7号、社会教育課所管の各種事務事業の取組状況について終わります。 岩原委員長 続きまして、日程第5、議決事項、議案第17号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について、よろしくお願いします。 天野課長 6ページです。議案第17号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動についてです。洞爺湖町教育委員会部局の人事について、別紙のとおり発令したいので議決を求めるものです。別紙をご覧ください。これにつきましては、既に一部、新聞で報道されている状況ですが、全て出ている状況ではありません。
---	--

・ 議案第 18 号	るので、改めて、別紙で説明をさせていただきます。課長補佐職につきましては、平口千春さんが桜ヶ丘保育所から本町保育所に異動して昇格ということになっています。係長職につきましては、桜ヶ丘保育所副所長の和田利恵子さんが新たに桜ヶ丘保育所の所長、洞爺保育所の斉藤所長が入江保育所所長、入江保育所の山本所長が洞爺保育所所長に異動となります。主任職ですが、洞爺湖温泉中学校の主任校務員の毛利栄二さんが洞爺中学校の主任校務員ということで異動、桜ヶ丘保育所の主任の牧千絵さんが新たに桜ヶ丘保育所の副所長となります。係職は佐渡明燦さんが新採用で管理課に配置になります。再任用になりますが、本町保育所の所長の近藤孝子さんが入江保育所の保育士主任で再任用となります。併任ですが、総合支所にいます農業振興課の主査の八子行さんがしばらく併任ということで、洞爺総合センターの管理等業務がありましたので、併任をお願いしていましたが、総合センターの管理は全て総合支所で行っていますので、併任は不要ということで解任しています。管理課主任で洞爺高校の事務をしている佐々木和恵さんが洞爺総合支所庶務課へ異動、併せて管理課の主任ということで併任となります。洞爺高校の残務処理ということで、まだ、出納閉鎖期間がありますので、その事務のお手伝いもしていただくということで併任としました。係職ですが管理課の渋谷崇光さんが総務部税務財政課へ異動になっています。以上です。 岩原委員長 只今の洞爺湖町教育委員会部局の人事異動につきまして、何かご質問等ありませんか。 « 「ありません」という人あり » 議案第 17 号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について承認してよろしいでしょうか。 « 「はい」という人あり » 議案第 17 号、洞爺湖町教育委員会部局の人事異動について承認いたします。 続きまして、議案第 18 号、洞爺湖町立読書の家条例施行規則の制定について、お願いします。 永井課長 7 ページになります。議案第 18 号、洞爺湖町立読書の家条例施行規則の制定について次のように定めるものです。これまで洞爺湖町立読書の家条例が制定されていますが、4 月から前にもお話をしています図書利用の方法などが変更となることから、施行規則の制定を行うものです。第 2 条につきましては、分室という形で洞爺総合センターの図書室がありますが、これは読書の家という名称ではありませんので、「洞爺総合センター図書室」ということで明記をさせていただきます。第 3 条につきましては、「開館時間」です。それぞれの開館時間が違ってきます。洞爺総合センター図書室につきましては、センターの中に併合されていることから、時間が長くなっています。第 4 条については、「休館日」です。休館日は木曜日ということで、このとお
-------------------	---

りですが、総合センターの図書室につきましては、休館日は設けていません。第6条につきましては、「図書カード」ということで、今回、4月から利用の方法が変わります。洞爺湖町図書施設利用者カード申請書を書いていただき、それを提出して、これを基に利用者の本人カードを交付する形となっています。様式については、11ページに利用者カードの申請書があります。最初、この申請書に書いていただく手間はありますが、最終的にこのカードを作った場合に12ページにカードの様式がありますが、このコードで読み取る形になりますので、利用者には借りる際の手間が省けるということで、システムで管理を行っていくことになります。図書の貸出につきましても、これまでどおり貸出しの期日、貸出しの冊数について、表記していくものです。10ページに戻しまして、附則です。この規則は平成28年4月1日から施行するものです。以上です。

岩原委員長

洞爺湖町立読書の家条例施行規則の制定について、只今、説明がありましたが、何かご質問等ありませんか。

吉田委員

利用者カードは無料で作れるのですか。

永井課長

はい。その場で発行する形になります。申請書の手間だけはかかりますが、借りる際には本に挟まっているカードに自分の名前を書いて貸出しを受けるのですが、従来だと全部履歴が残って誰が読んだのか、カードの裏・表にあるものですから、そういった改善もするということで今回システムを導入して全面的に変えるということです。カードはID番号で管理をされて、カードには自筆で名前等を書いていただくことになります。

岩原委員長

このカードでどこの図書館でも借りられるのですか。

永井課長

はい。3か所どこでも。例えば、あぶた読書の家で他の図書館の検索もできます。図書施設に行かなくても自宅でホームページを見られる環境にあれば、そこからも検索ができます。

吉田委員

それにはIDが必要ですか。

永井課長

それはいらないです。

吉田委員

利用者カードを作って、利用者にとって一番のメリットは何ですか。プライバシーが保たれるということですか。

綱嶋教育長

自分が借りたものが従来は誰でもわかる。個人情報的なものが。借りるときに本とカードを出せば完了。

・議案第19号

角田主幹

以前は1冊でも名前を書かないとダメだったのですが、それがなくなります。

吉田委員

そのメリットをアピールしていただければ。

岩原委員長

これについて、他に何かご意見等ありますか。

«「ありません」という人あり»

議案第18号、洞爺湖町立読書の家条例施行規則の制定について承認してよろしいでしょうか。

«「はい」という人あり»

議案第18号、洞爺湖町立読書の家条例施行規則の制定について承認いたします。

続きまして、議案第19号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の全部改正について、よろしくをお願いします。

天野課長

13ページから24ページになります。議案第19号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の全部改正についてです。初めにこの改正の理由ですが、とうやこ幼稚園がこの4月1日から国の子ども・子育て新制度へ施設型給付施設へ移行するという事で、前に予算の時にも説明したと思いますが、この移行に伴い私立幼稚園の利用者負担について、規則で定める必要があるということと、それに併せて、それに関する規定の整備の必要性が生じたために今回改正するものです。なお、私立幼稚園の利用者負担を1つひとつ改正すると非常に複雑になりますので、全部改正という形をとらせていただきました。第1条の「趣旨」については変更はありません。第2条の「利用者負担額」について、ここに私立幼稚園の部分を追加しています。(1)のところが私立幼稚園に関わる利用者負担分のものということで、別表1に定めるのにここに入れました。従前あった町の常設保育所費に係る分は(2)というところで整理ということで、ここは変わっていません。第2項においても、幼稚園に入ることによって条文の規定の整備。第3項についても、2行目の別表第2ということでこれらの規定の整備。第3条から第8条まで変更はありません。附則、「施行期日」、この規則は、平成28年4月1日から施行するものです。第2項の1行目の第2条第1項第2号ということで、利用者負担額については私立幼稚園の関係。第4項が私立幼稚園に関わる部分で追加しています。第5項についても私立幼稚園に関わるものということで追加をしています。別表1が私立幼稚園に関わる部分の利用者負担額ということです。この利用者負担額につきましては、国の定める利用者負担額の概ね75%と定められています。この定めにつきましては、現在の町の常設保育所が国の基準の概ね75%に定

・議案第２０号	めていることから、子育て支援ということで、同等にしないと同じ子育てをしていて、差が出るということになりますので、差が出ないような形で国の７５％で設定をしたものです。ちなみに、国の基準ですが、１階層については０。２階層については国が３，０００円。これに７５％を掛けると概ね２，３００円。３階層については国の基準が１６，１００円。これに７５％を掛けると１２，１００円。４階層については国の基準が２０，５００円。７５％を掛けると１５，４００円。５階層については国の基準が２５，７００円。７５％を掛けると１９，３００円。概ね７５％でそれぞれ設定をさせていただいたということで、これにつきましては、当該幼稚園の園長と協議をしているところです。別表第２につきましては、町の常設保育所の分ですので、別表第２にずれただけで内容に一切変更はありません。私立幼稚園が入ったことによる規定の整備ということです。一部訂正です。２０ページの最後の別表第２とありますが、別表第３です。２１ページの別記様式第１号につきましては、表以外の１、２の部分を追加させていただいています。別記様式第３号につきましては、表の下の１と２について追加をしています。それ以外は変更ありません。２４ページにつきましては、左に「施設名」とありますが、ここは「保育所名」だったのですが、ここは「施設名」に変えて、それ以外は一切変更ありません。申請者のところの氏名の印がずれていますが、氏名の横に○印がくるということです。以上です。 岩原委員長 　　只今、説明がありましたが、これについて何かご質問等ありませんか。 　　≪「ありません」という人あり≫ 　　議案第１９号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の全部改正について承認してよろしいでしょうか。 　　≪「はい」という人あり≫ 　　議案第１９号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の全部改正について承認いたします。 　　続きまして、議案第２０号、洞爺湖町心身障害児保育実施要綱の一部改正について、よろしくお願いします。 天野課長 　　２５ページです。議案第２０号、洞爺湖町心身障害児保育実施要綱の一部改正についてです。洞爺湖町心身障害児保育実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定めるものです。改正の理由です。国の子ども子育て新制度が昨年４月から施行され、これに併せて、条例、規則等の制定、改廃したところですが、その中で規定の一部が漏れていましたので、今回、改正を行うものです。なお、平成２７年度につきましては、障害児の入所がなかったことから、この改正がなかったことに伴い、何らかの不利益が生じたことはありません。規定の整備をさせていただくものです。２６ページの新旧対照表をご覧ください。右側が現行で、左側が改正案となっています。第１条の「趣
----------------	---

・議案第 21 号	旨」中、2 行目、洞爺湖町保育の実施に関する条例から下線のあるところが、左側の洞爺湖町保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例（平成 26 年洞爺湖町条例第 13 号）、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 27 年洞爺湖町条例第 2 号）、洞爺湖町保育所条例施行規則（平成 18 年洞爺湖町教育委員会規則第 23 号。以下「保育所条例規則」という。）及び洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（平成 27 年洞爺湖町教育委員会規則第 1 号。以下「利用者負担に関する規則」という。）ということで、新しいものに直したものです。それから、第 5 条の「入所の申請」につきましては、「規則第 3 条に定める保育所入所申込書」を「保育所条例規則第 10 条に定める施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請兼利用申請書」に改め、第 12 条の見出し「保育料等」を「利用者負担額等」に、「保育料の額」を「利用者負担の額」に改め、「規則第 8 条から第 10 条」を「利用者負担に関する規則第 2 条から第 8 条」に改めるものです。附則です。この訓令は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用するということで、子育て新法が昨年 4 月から施行されていますので、これにあわせるものです。以上です。 岩原委員長 只今、説明がありましたが、何かご質問等ありませんか。 ◀「ありません」という人あり▶ 議案第 20 号、洞爺湖町心身障害児保育実施要綱の一部改正について承認してよろしいでしょうか。 ◀「はい」という人あり▶ 議案第 20 号、洞爺湖町心身障害児保育実施要綱の一部改正について承認いたします。 続きまして、議案第 21 号、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する等の規則について、よろしくお願いします。 天野課長 27 ページです。議案第 21 号、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する等の規則についてです。洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する等の規則を次のように定めるものです。この規則の関係ですが、洞爺高等学校の閉校に伴い、関係規則等の一部廃止を行うもので、一括で載せています。まず、訂正があります。第 2 条、一番最後の行ですが、「第 51 号から第 60 号までを 1 号ずつ繰り上げる。」と書いてありますが、1 号ずつではなく、5 号ずつに訂正をお願いします。新旧対照表で説明をします。30 ページです。洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則新旧対照表ということで、現行の第 1 条、「委任」の中で、第 1 号から第 6 号のうち、第 6 号について、「並びに高等学校」を削除しまして、「町立小学校及び中学校の通学区域に関すること。」ということで、高校の部分削除するものです。31 ページに移りまして、洞爺湖町教育委員会
------------------	---

行政組織規則の新旧対照表です。第４条の「教育機関等」のうちの（１）の中の管理課所管のところの「北海道洞爺高等学校」を削ります。別表第５の中の右側「第４０号」から「第４２号」を削って、「第４３号」を「第４０号」に直しまして、３２ページに移りまして、「第４４号」から「第４７号」を「第４１号」から「第４４号」に繰り上げます。「第４８号」を削除して、「第４９号」を「第４５号」に直します。「第５０号」を削除して、「第５１号」から「第６０号」を「第４６号」から「第５５号」に直すものです。続きまして、３３ページです。洞爺湖町教育委員会公印規則の新旧対照表です。現行の「公印の種類」のうち、右側に「高等学校」とありますが、洞爺高校がなくなりますので、この部分を削るという改正になります。続きまして、３４ページです。洞爺湖町立学校管理規則の新旧対照表です。第１条の「この規則の目的」の２行目の「小学校、中学校、高等学校」を「小学校及び中学校」に改めて、第６条の２の「事務長等」については、削除です。第８条の「勤務時間等」の中のうち、「又は」から洞爺高等高校に関する部分を削って、残った部分を左側の第８条に改めます。３５ページに移りまして、第１２条の「休暇」の中の第３項の高等学校に係る部分を削除します。第３１条の２、「学期」の第２項についても、高等学校に関する部分となりますので、削除します。第３１条の３、「休業日」のうちの第６項についても、高等学校に関する部分となりますので、削除します。第３４条の「教科書等の採択」の第２項につきましても、高等学校に関する部分となりますので、削除します。第３８条の「児童、生徒についての報告」のうちの第３号ですが、これについても、高等学校に関する部分になりますので、削除します。第４０条の「町費負担の職員」ということで、第４０条の中の１行目の「（高等学校の校長、教頭及び教員を除く。）」を削ります。第４２条の「学則」については、洞爺高校がなくなりますので、削除します。３７ページに移りまして、第４３条の「教育長への委任」については、「第４２条」に１条繰り上がるという改正になっています。２９ページの「北海道洞爺高等学校学則等の廃止」ということで第５条になります。「次に掲げる規則は、廃止する。」ということで、１つ目、「北海道洞爺高等学校学則（平成１８年洞爺湖町教育委員会規則第１８号）」、２つ目、「洞爺湖町立高等学校通学区域規則（平成１８年洞爺湖町教育委員会規則第１９号）」、３つ目、「洞爺湖町立高等学校の入学料等に関する条例施行規則（平成２０年洞爺湖町教育委員会規則第２０号）」、４つ目、「洞爺湖町立高等学校寄宿舎条例施行規則（平成２０年洞爺湖町教育委員会規則第２１号）」ということで、この４つについては廃止というものです。附則です。この規則は、平成２８年４月１日から施行するものです。以上です。

岩原委員長

只今、説明がありましたが、何かご質問等ありませんか。

« 「ありません」という人あり »

議案第２１号、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を

【追加議案】 ・議案第 23 号	4 月 4 日、月曜日、午後 1 時 30 分から平成 28 年度町立学校教職員辞令交付式がありますので、委員長には出席していただきますが、委員さんも都合がつけば、出席いただければという報告です。私からの報告は以上です。 岩原委員長 只今、辞令交付の日程について報告がありましたが、委員さんも時間が取れましたら、出席願います。 皆さんの方から、その他ありませんか。 天野課長 追加の議案が急遽、出たものですから、追加させてもらってよろしいですか。 岩原委員長 追加の議案があるということで、急遽、提出されましたので、審議に入りたいと思います。議決事項、議案 23 号、洞爺湖町特定事業主行動計画の策定について、よろしくお願いします。 天野課長 議案第 23 号、洞爺湖町特定事業主行動計画の策定についてです。洞爺湖町特定事業主行動計画を別紙のとおり策定することについて、議決を求めるものです。女性活躍推進法に基づく洞爺湖町特定事業主行動計画。平成 28 年 4 月、洞爺湖町とあります。次のページをめくっていただき、この行動計画は平成 28 年 4 月 1 日策定ということで、その下に洞爺湖町長、洞爺湖町議会議員、洞爺湖町教育委員会、洞爺湖町農業委員会、洞爺湖町監査委員、洞爺湖町選挙管理委員会、洞爺湖町固定資産評価審査委員会で法に基づいて、それぞれこの行動計画を策定し、それぞれの執行機関を合わせた計画で、町部局で作っていただいたものです。これらにつきましては、法に基づくもので、4 月 1 日からこの計画に基づいてそれぞれやってくださいというもので、期間としては、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間ですが、法律は時限立法で 10 年間となっていますので、随時見直しがされるものと考えていますが、この計画については、各選出された職員により委員会を設置して、これを作った経過となっており、随時、協議されていくということになります。4 ページです。「女性職員の活躍の推進に向けた取組内容及び数値目標」で、「女性職員数の確保」で、それぞれ取組内容が載っています。(1) 離職させないための取り組み、(2) 職員採用に当たっての取り組みをそれぞれ、これらを取り込んだことによる数値目標となっており、目標設定も国から求められており、平成 32 年度までに女性職員数の割合を一般職（保育士及び保健師等を除く。）で、23%以上を目指すため、採用試験における女性の応募者割合を、平成 26 年度実績の 30%より 10%引き上げ、40%を目標としますという目標設定。5 ページの「働きやすい職場環境の実現について」で、これらに向けた取り組みとして、1 として育児休業や育児等に関連する休暇の取得でそれぞれ、①、②のような取り組み。これに対する数値目標ですが、平成 32 年度までに、育児休業及び育児等に関
-----------------------------	--

連する休暇のどちらかの取得率を、平成26年度実績の男性50%、女性100%から男性、女性ともに100%を目標とします。取り組みに対する取組内容2ですが、これにつきましては、(1)年次有給休暇等の取得について①、②で、それぞれの取り組みを行うことになっております。取組2の数値目標は、6ページに記載されています。平成32年度までに、年次有給休暇取得率を平成26年度実績の50%(10日)より20%引き上げ、70%(14日)を目標としますということになっています。取組内容3で(1)時間外勤務の縮減で、これに向けた3つそれぞれ、取り組むべきものを書いてあります。数値目標3は、平成32年度までに、各職員の1年間の時間外勤務時間数の上限を、職員の健康に害を及ぼす恐れがあるとされている人事院指針の年間360時間を超えて勤務させる職員数を、平成26年度実績の3人から0人とすることを目標としますという目標設定がされています。7ページに移って、女性職員の積極的な登用については、取組内容(1)、(2)にそれぞれ書いてあります。(1)女性職員の積極的な活用、(2)積極的な活用に当たっての配慮の2つの取り組みに対して、数値目標は、平成32年度までに、合併後の女性職員の平均異動年数5年を、男性職員と同様の3年に引き上げることを目標としますということになっています。終わりにこの特定事業主行動計画を実施することによって、女性が活躍できる土台を作り、職員みんなが働きやすい職場づくりを目指して参ります。また、身体的、精神的な理由等により適材適所への配置換えなどを相談できる体制の構築についても今後の課題として検討して行きますというような計画になっているということで、町部局から通知を受けて、今回、急遽、議案として議決をいただくために追加しました。以上です。

岩原委員長

只今、説明がありましたが、何かご質問等ありませんか。

吉田委員

一般職の当町の女性職員の割合はどのくらいですか。

天野課長

平成26年4月1日現在で、一般職、男性98名、女性22名で全体で120名です。

そういう割合なので、だいぶ女性が少ないなという感じはします。

吉田委員

管理職となると相当減りますよね。

天野課長

女性管理職では、3人です。

吉田委員

どちらにしてもこの計画は立てないといけないのですね。

天野課長

そうです。努力義務なのですが、それぞれの機関で作っても分母が少ないものですから、町で全体のものを作るということになりました。

日 程 第 7 【 閉 会 】	岩原委員長 法律に基づいてという説明でしたが、他に何かありますか。 « 「ありません」 という人あり » 議案 2 3 号、洞爺湖町特定事業主行動計画の策定について承認してよろしいでしょうか。 « 「はい」 という人あり » 議案 2 3 号、洞爺湖町特定事業主行動計画の策定について承認いたします。 他に皆さんの方からありませんか。 « 「ありません」 という人あり » 岩原委員長 以上をもちまして、平成 2 8 年教育委員会第 2 回定例会を終了いたします。ご苦労さまでした。 1 4 : 5 5 閉 会
-------------------------------	--